

日本における税効果会計制度の概要と
上場企業の適用状況

2019/1

松山 将之
住谷 慎一郎

本稿は執筆者個人の責任で執筆されており、内容や意見は株式会社日本政策投資銀行の公式な見解を示すものではありません。

日本における税効果会計制度の概要と上場企業の適用状況

松山将之^{*}、住谷慎一郎^{**}

概 要

本稿は、日本基準による税効果会計について、その背景となる日本の会計制度からはじまり、税効果の計算構造、日本基準固有のルールまでを記載することで、読者が税効果会計に関する基礎から応用に至るまでの知識を得ることを目的とするとともに、合わせて税効果会計が強制適用となった1999年度から15年間の日本基準による上場企業の財務データを示し、その特徴を示すことで現状の日本の税効果会計の課題を提示する。

1 はじめに

毎年度、何らかの会計基準や会計制度の新しいルールの適用や従来のルールの改正がなされている。結果、その内容によっては、単なる企業開示だけではなく、企業活動そのものや、投資家に代表される情報利用者にも影響を及ぼしてきた。その中で、現在、企業会計の関係者の中で関心の高いテーマの1つが「税効果会計」である。税効果会計は、1998年10月に「税効果会計に係る会計基準」（以下「税効果会計基準」という）が公表されて以降、2015年に新たな適用指針の新設等がなされ、その後の会計基準の一部改正を経て、2018年度3月期から適用されている。

本報告書は、日本の税効果会計についての解説と実態についてまとめたものである。税効果会計とは、日本の会計基準によると、「企業会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金（以下「法人税等」という）の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続」と定義されている¹。税務会計に則って計算をした課税所得と会社法会計に則って計算した当期純利益では、制度会計が成立した背景が異なるため、計算結果に「差異」が生じてしまう。更にその「差異」は企業活動や取り巻く環境の影響を受け、その数字自体も変化するため、その実態が分かりにくくなる問題が発生する。税効果会計は、その「差異」

* 株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所経営会計研究室課長

** 株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所経営会計室主任研究員

¹ 本報告書では、税務会計の課税所得に対応する財務会計上の表記として「当期純利益」を用いている。しかし、事例等の中で内容上、区分が必要な場合には、「当期純利益」と「税引前当期利益」を区分している。

を調整する仕組みとして財務会計の枠組みの中で生まれた制度である²。同じ趣旨の制度は、日本基準だけでなく、米国や欧州の会計基準でも採用されているが、その考え方や会計処理は異なっている。

しかし、実際には、税効果会計は、情報利用者にとっては、あまりなじみのない制度かもしれない。その理由として考えられるのは、税務会計と財務会計との差異が整合的になるように調整するのが税効果会計であるので、経常利益や当期純利益を見ただけでは、既に違和感のない状態になってしまっている。したがって、税効果会計の会計処理やその内容までの理解がなければ、問題意識を持つまでには至らない。つまり、税効果会計の調整効果や開示が有効に機能しているからこそ、情報利用者には、意識されないという皮肉な結果となっている。

本報告書では、普段、財務会計に慣れ親しんでいる情報利用者が税務会計の仕組みと財務会計との違いを理解し、その重要性について認知を高めることを目的としている。具体的には、税効果会計の損益の調整機能を通じた企業業績を整合させる効果や、将来のキャッシュフローの予測に役立つ開示について理解されることを目指している。

そこで制度についての解説をする前に、「差異」という言葉に焦点をあてて、その差異が発生する原因とその仕組みについて明らかにし、そして、それらが税効果会計の制度とどのようにつながっていくかについて解説する。その関係を明らかにしたうえで、税効果会計を支えているルールを説明する。まず日本における会計基準及びその他ルールの体系を俯瞰し、その中でも特徴的な「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する取扱い」を中心に解説を行い、税効果会計についてのアレルギー緩和を試みる。その際、最新の制度の変更内容についても併せて解説する。更に、実態面についてのイメージを明確にするために日本企業における税効果会計の適用状況について、実際の企業の開示資料からその規模と推移を見ながら、当該制度と企業活動との関係について確認する。

最後に、制度としての税効果会計と企業における実態面からの理解を踏まえて企業を見るうえで税効果会計を知ることによって得られる新たな知見を示す。併せて、日本における会計制度全体の方向性について確認しながら、現在の税効果会計の制度としての課題と今後の制度のありように関しての考察を行う。

² 財務会計とは、一般的には、企業の財務内容に関する情報を外部の利害関係者に報告することを目的とする開示システムと定義される。本報告書では、税務会計と対になる概念として、金商法会計や会社法会計といった制度会計も包摂した企業会計の最も広い範囲の会計として用いている。

2 税効果と税効果会計

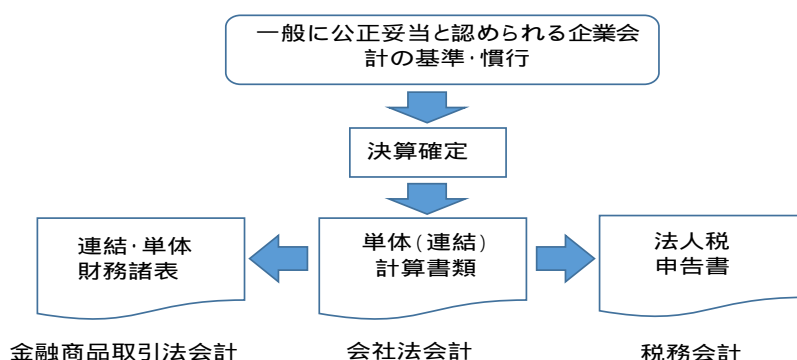
2.1 日本における3つの制度会計

税効果会計は、財務会計の開示の質を向上させるために開発された制度であり、税法や会社法といった法律やそれに関連する規則が存在し、企業の開示に対して強制力を持たせている。このような、法律や規制のもとに行われる会計を制度会計と呼び、日本において、企業の税について議論する際には、会社法会計、税務会計、金融商品取引法会計（以下「金商法会計」という）の3つの制度会計の存在について言及されることが多い。

そこで、本節では、まず「差異」が発生する背景について制度会計を中心に解説する。会社法会計とは、株主と債権者の保護と両者の利害関係を調整することを目的とした会計である。制度としての特徴は、会社法とそれに関連する規則によって、「配分可能な利益」の計算をすることである。次に、税務会計は、課税の公平性を目的とした会計であり、法人税法とそれに関連する規則に従って、「所得とそれに基づいた税金」の計算をすることが制度としての特徴である。そして、金商法会計は、金融商品取引法と関連する規定に従って、「投資の意思決定に必要な情報」を提供することを目的としている。「税金」や「利益」といった特定の計算結果ではなく、「情報」を提供することで利用者の様々な判断を導き出す点で、先の2つの制度会計とは、目的が異なっている。

これらの異なる3つの制度会計は、図1のように相互に関連している。まず、企業の会計は、会計基準や慣行に従い決算確定を行い、企業における単体（連結）計算書類が作成される。その際、会計処理の内容を確定させる決算手続きに関する規定を定めているのは会社法のみである。したがって会社法会計による計算書類が確定し、それを基準として、税務会計では、課税所得を計算し、金商法会計では、その表示の組み替えや、注記を追加し個別財務諸表や連結財務諸表を作成する。

図1：3つの制度会計の関係図について



出典：鈴木（2017）12頁。

背景となる法律や規則が異なるため、過去には、各会計制度の間には差異が存在したことから「制度会計のトライアングル」とも呼ばれていた。現在では、会計基準のグローバル化の流れに沿った時価や将来情報を重視した会計制度への変更により、上場企業においては、金商法会計と会社法会計との間には実質的な差異がほとんどなくなっている。

一方、税務会計は、課税の公正性を目的とし時価の評価や将来情報などの不確実性の要素を必要としないことから、会社法会計との差異は、近年ますます拡大する傾向にあると考えられる。

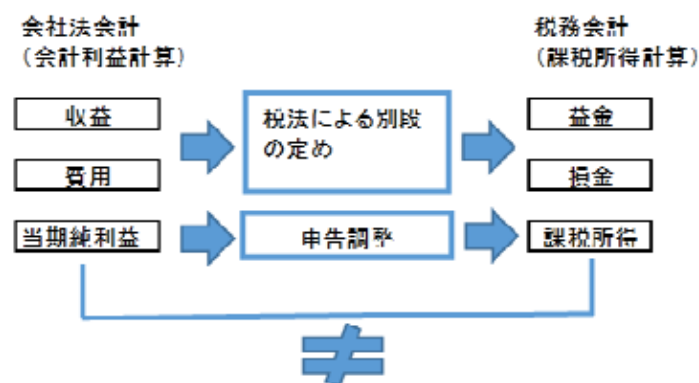
2.2 制度会計の比較と「差異」の分類

2.2.1 制度会計の違いによる「差異」とは

税効果会計についての説明をする前に、その前提となる制度会計の違いによる「差異」について、その背景とその仕組みについて整理を行う。

図2は、当期純利益と課税所得との関係を示したものである。会社法会計では収益から費用を差し引いて当期純利益を算出し、税務会計においても益金から損金を差し引いて課税所得を算出する。それぞれの計算となる基礎は、一般に「公正妥当と認められる会計処理の基準」に従っている限りにおいては、当期純利益と課税所得は一致する。しかし、会社法会計と税務会計とは、目的が異なることから、税法においては、「別段の定め」によって、収益と益金、費用と損金とで取り扱いが異なる。これが、会計利益計算と課税所得計算の結果が一致しない原因である。

図2：当期純利益と課税所得の関係について



出典：鈴木（2017）の13頁に基づき著者作成。

図3は、会社法会計上の当期純利益と税務会計上の課税所得との間で「差異」の発生する仕組みについて、収益と益金、費用と損金の対応関係から示したものである。図中それぞれの組み合わせの中で、双方に同一期間内に計上が認められれば、「○」となり「差異なし」となるが、いずれか一方しか計上することができなければ、「差異あり」として認識されることになる。つまり、当期純利益の

算出にあたって収益として認められていたものが、課税所得の算出にあたって益金として認められなければ、マイナス（-）の差異が発生することとなる。当然プラス（+）の差異が発生するケースや、費用と損金の関係においても同様に差異が発生することとなる。

図 3：差異の仕組みと分類について

当期純利益			
±			
		益金	
		○	×
収益	○	差異なし	差異あり(-)
	×	差異あり(+)	
±			
		損金	
		○	×
費用	○	差異なし	差異あり(+)
	×	差異あり(-)	
=			
課税所得			

出典：鈴木（2017）の 15 頁を参照し著者作成。

具体的には、会社法会計上、費用として計上される一定要件を満たさない役員賞与や交際費は、税務会計上の「別段の定め」によりその一部や全額が損金として認められないため、当期純利益よりも課税所得の方が大きくなるという「プラス（+）の差異」が発生する。逆に、特定の設備への投資を促す場合には、特別償却等によって、会社法会計以上の償却が認められることで当期純利益よりも課税所得の方が小さくなり、「マイナス（-）の差異」が発生する。このように差異の原因となる「別段の定め」が定められる背景には、制度会計の目的以外にもさまざまな理由が存在する。上記の例であれば、交際費は、一般的には、企業の冗費を節約して健全な取引慣行を確立する目的で、損金に算入できないとされており、特措法によって特別償却が認められるのは、産業促進のために、「別段の定め」が定められていると考えられる³。

2.2.2 「差異」の分類について

制度会計の違いにより生じる「差異」の要因は、税法の「別段の定め」であることについて説明をした。しかし、前節で見たように「別段の定め」が必要となる背景はさまざまであるために、それに対応して「差異」の性質にも違いがある。表 1 は、その差異の性質の違いについて分類したものである。

³ 例示に関しては、交際費の記載に関しては、桜井（2016）、特措法に関しては、鈴木（2017）にて詳しく記載されている。

表 1：差異の内容と分類について

種別	内容	帰属
永久差異	当期純利益と課税所得の差異が翌期以降も解消されない差異	損益
期間差異	年度のズレとして認識される差異であり、将来的には解消される可能性の高い差異	
一時差異	資産・負債における認識と測定の違いから貸借対照表価額と税務価額の間で生じる差異	資産・負債

出典：著者作成。

この 3 つの分類の中で、永久差異と期間差異については、損益計算に帰属する差異であるが、それらが解消される可能性があるか否かにより両者は分類される。永久差異は、一定の要件を満たさない役員賞与の損金不算入や、受取配当金の益金不算入が該当するが、制度会計の違いが原因となっているため解消される性質のものではない。一方、期間差異は、貸倒損失のような場合の税務上の要件を満たすまでの時間的なズレが該当する。つまり、損金算入が認められるまでの期間が「差異」として認識される。

一方、一時差異は、上記の 2 つの差異とは異なり、資産・負債の認識と測定の違いに帰属する「差異」である。したがって資産や負債についての変動、例えば、資産の償却や売却等の発生に伴い「差異」が解消する。

しかし、これらの分類は、差異の帰属によるものであり、特に期間差異と一時差異に関しては、独立したものではない。例えば、貸倒損失の場合であれば、損益計算上の差異は期間差異であるが、それらが原因となって資産・負債に差異が発生する場合には、一時差異として認識される。この場合の「差異」は、損益計算上は期間差異でもあり、資産・負債上は一時差異にも該当している。

つまり、企業活動の多くが、資産・負債と期間損益との間で密接に関連している以上、制度会計上発生する「差異」の多くも、損益計算による期間損益だけではなく、資産・負債の貸借対照表の価額に相互に影響している。課税所得は税額を算定する基本となるが、資産・負債の価額が変動することによって影響を及ぼすのであれば、その差異を調整するための仕組みが必要であり、それが本報告のテーマである「税効果会計」である⁴。

⁴ 税効果会計基準上は、「期間差異」という言葉を使用していない。日本基準における「期間差異」は、「一時差異」に包摂されている。したがって、「税効果会計」の解説における差異は、すべて、一時差異（等）のことを示している。

2.3 「差異」の解消と「税効果会計」について

2.3.1 「税効果会計」について

「税効果会計」とは、法人税等の扱いをめぐり資産・負債において財務会計と税務会計との間に「差異」が生じる場合に、法人税等の額を適切に期間配分することで、税引前当期利益と法人税等の対応関係を明確にするものとされている。

そこで、会計処理の具体的な仕組みについて、2つの事例を用いて解説を行う。まず、1つ目は、損益計算上の期間配分によって税引前当期利益と税金費用の対応関係を明確にする会計処理である。図4は、税引前当期利益と当期純利益の関係について、税効果会計を適用しない場合と適用した場合の会計処理の違いを示している。N年度とN+1年度の税引前当期利益、税率はともに同じ条件で、不良債権の損金算入の要件が満たされておらず(+)差異が発生した場合を想定している。

図4：「税効果会計」の適否による会計処理の違いについて

	【税効果会計非適用】		【税効果会計適用】	
	N年度	N+1年度	N年度	N+1年度
税引前当期純利益	100	100	100	100
貸倒損失	50	50	50	50
(+) 差異 費用計上() 損金計上(×)				
課税所得	150	50	150	50
A 当年度納付税金費用 (法人税、事業税等、N・N+1とも税率40%)	60	20	60	20
B 繰延税金費用 (法人税等調整額)			20	20
=A+B 税金費用	60	20	40	40
= 当期純利益	40	80	60	60

出典：鈴木(2017)の58頁・59頁を参照し著者作成。

N年度において、貸倒損失が費用として計上されたにも関わらず損金に算入されず、税引前当期利益と課税所得との間に「差異」が生じてしまう。N+1年度に貸倒損失が損金として算入されるため、「差異」自体は解消される。税効果会計を適用しない場合、税引前当期利益100に対して、税率から算出した税金費用がN年度では60、N+1年度では20と企業活動の実態と対応しない状態となっている。

一方、税効果会計を適用した場合には、N年度に発生した50の「差異」のうち税額相当となる20を法人税等調整額としてN+1年度に期間配分することによって、N年度とN+1年度に税金費用がそれぞれ40に平準化されている。結果、税引前当期利益100に対する税金費用は40となり、企業業績の実態と税金が整合的な関係となる。このように税効果会計における会計処理の特徴の1つは、損益面では、「差異」に対応する税金費用を期間配分することによって税引前当期利益の金額と税金費用の金額を合理的に対応させる点である。

図5は、税効果会計を適用した場合の損益調整と資産・負債面の変動との関係を示したものである。N年度における繰延税金費用(法人税等調整額)は、「差異」の発生年度に計上することから、税金の先払いとしての性質を持っている。これが費用としては▲20で計上され、貸借対照表上において繰延税金資産20として記載される。

図5：「税効果会計」の会計処理について

N年度			
貸借対照表価額>税務価額			
仕訳	(借)繰延税金資産	20	(貸)繰延税金費用 (法人税等調整額)
			20
N+1年度			
貸借対照表価額=税務価額			
仕訳	(貸)繰延税金費用 (法人税等調整額)	20	(借)繰延税金資産
			20

出典：鈴木(2017)の60頁を参照し著者作成。

N+1年度には、貸倒損失が損金として計上されることで課税所得が減少し、同時に当該年度における納税額も20減少することとなる。N年度に既に税金費用のうち20が支払われていることから、N+1年度ではその分を支払わなくて良いことを示している。しかし、一時差異が解消されることで税金の先払いの状態が解消されることから、仕訳の通り、繰延税金資産20が資産から除かれ税金費用が20増加する。N年度における繰延税金資産の情報は、将来の納税額の減少を示していたこととなる。

2つ目の会計処理の事例は、資産の評価替えによって一時差異が発生する場合である。1つ目の事例では、期間損益の適切な配分と、資産・負債における開示情報との関係を明らかにしたが、市場価格のあるその他有価証券のような資産の場合では、会計処理が異なる。その他有価証券は、市場価格の変化によって企業価

値にも影響を及ぼすことから、期末時点で時価評価を行い、その評価差額を純資産の部において調整を行う⁵。

表 2 は、有価証券の税務会計上と財務会計上の期末評価方法を比較したものである。売買目的有価証券や満期保有有価証券では、期末時点における評価基準が、税務会計上も財務会計上も同じであるが、その他有価証券については、評価基準が異なることから、税効果会計上の一時差異が発生する⁶。

表 2：有価証券の期末評価の税務会計と財務会計上の比較

税務会計		財務会計		税効果
分類	評価	分類	評価	
売買目的	時価	売買目的	時価	—
売買目的以外	原価・償却原価 (定額法限定)	満期保有	原価・償却原価 (利息法含む)	—
	原価	その他	時価	一時差異

出典：鈴木（2017）の 87 頁に基づき著者作成。

このように、その他有価証券の時価の変動に対して税効果会計が適用される場合には、1 つ目の事例と異なり損益計算書を介さず、純資産の部の中の有価証券評価差額金から差し引く会計処理となる⁷。しかし、貸借対照表上は繰延税金資産の変動があることから、開示上の効果は同じである。つまり、税効果会計の処理の資産・負債面における開示情報としての役割は、将来の納税額の減少・増加が、企業のキャッシュフローの情報として、繰延税金資産・負債によって提供される点である。

「税効果会計」は、損益面においては、税引前当期利益と税金費用との対応関係を調整することでより適正な企業業績を開示する効果があり、また、資産・負債面においては繰延税金資産・負債によって、将来のキャッシュフローの予測に役立つ情報を提供する役割も同時に果たしているといえる。

⁵ その他有価証券の評価方法について「全部純資産直入」と「部分純資産直入」があるが、本報告書では、「全部純資産直入」を前提に記載している。

⁶ 財務会計上の分類では、他に「子会社関連株式」もあるが、本報告書では、有価証券の保有の意思の違いによる分類による比較を目的としている。

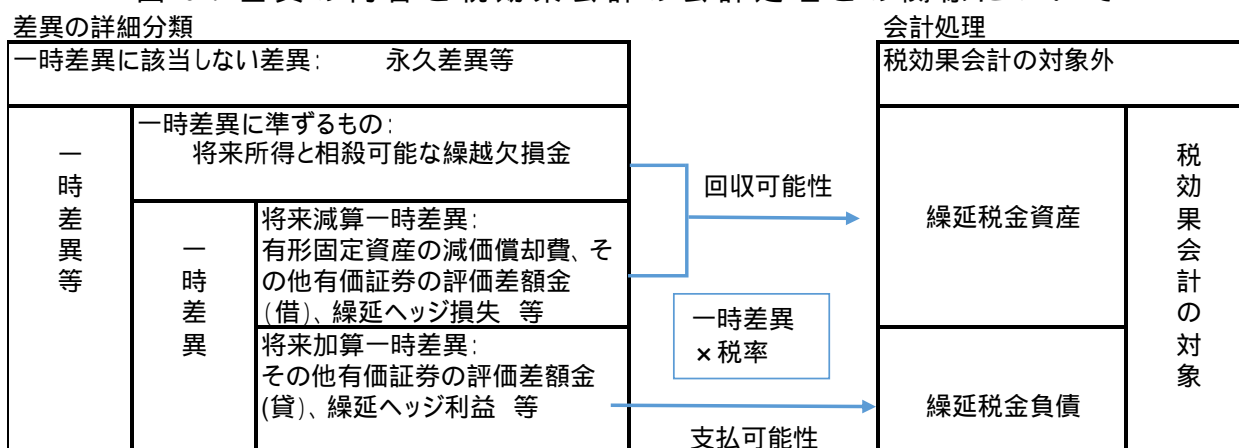
⁷ ただし、その他有価証券の時価が著しく下落し、減損会計を適用する場合には、評価差額で調整するのではなく損益計算書上に損失を反映させる。その際の税効果会計の会計処理は、損益計算書を介して税金費用を期間配分する。

2.3.2 「差異」と「税効果会計」について

2.3.1 では、財務会計と税務会計との「差異」によって発生する法人税等の額に注目し、それを期間配分する会計処理であることを事例により説明した。しかしその「差異」には、「プラス(+)の差異」(当期純利益<課税所得)と「マイナス(-)の差異」(当期純利益>課税所得)があることから、税効果会計の会計処理においても2つの方向性が存在する。つまり、「プラスの差異」を調整する場合には、繰延税金資産として計上し、将来に「差異」が解消すれば税金費用として支払う後払いの税効果と、「マイナスの差異」を調整する場合には、繰延税金負債として計上しておいて、将来に「差異」が解消することを見越して税金費用を先払いしておく税効果の2つである。

図6は、一時差異については、差異の解消時の後払い差異(将来減算一時差異)と先払い差異(将来加算一時差異)に伴う企業活動に分類し、それ以外に、一時差異に準ずるものと一時差異に該当しないものとを加えて、それらと税効果会計の会計処理との関係を示したものである。

図6：差異の内容と税効果会計の会計処理との関係について



出典：浅倉・渡辺(2014)の289頁に基づき著者作成。

しかし、開示する企業にとっては、会計処理の際、差異があれば必ず繰延税金資産や繰延税金負債として計上できるわけではなく、それらを計上するために合理的な将来のキャッシュフロー予測が求められる。

つまり、繰延税金資産として計上するためには、その差異に「資産性」があるかどうかを判断することが求められる。ここでの「資産性」とは、差異そのものに資産としての属性(たとえば現金、有価物)を求めているのではなく、資産として計上することによって税金負担額を軽減できるかどうかの判断が求められている。そして、この税負担の軽減効果のあることを繰延税金資産の「回収可能性」と呼ば

れている⁸。同様に、繰延税金負債として計上するためには、負債として計上することによって税金負担額を増加できるかどうかの判断が求められており、その税金負担の増加の効果のあることを繰延税金負債の「支払可能性」と呼んでいる。

「回収可能性」も「支払可能性」も、いずれも将来の税効果の有無の判断が求められるが、繰延税金資産の回収可能性は、税金負担額軽減の対象となる課税所得が将来時点で存在することが前提条件となる。したがって、その判断のためには、将来の企業の収益力の客観的な予測を行うことが求められている。しかし、企業収益の将来予測は、企業投資の世界でも様々な手法が試みられており、絶対的な手法は存在しない。ましてや、決算の目的として客観的な企業収益の予測を行うことは、現実的にはかなり困難な作業である。尚、日本の会計基準においては、税効果会計における繰延税金資産の回収可能性について5つの例示区分によって判断する指針を示している。

⁸ 「繰延税金資産の回収可能性」の有無については、次の3つの要件のいずれかを満たすことが求められている。1.「収益力に基づく課税所得の十分性」（将来の利益水準の観点）、2.「タックスプランニングの存在」（特別な計画の観点）、3.「将来加算一時差異の十分性」（将来の税金支払見込み額の観点）

3 税効果会計を支える実務上のルール

3.1 日本基準の体系とその考え方について

これまでは、税効果会計とはどのようなものであるかを理解するために、制度の背景や、その仕組みについて具体的な事例を交えながら解説を行った。更に「差異」の解消に伴う税金費用が将来減算されるか加算されるかによって、繰延税金資産と繰延税金負債に区分され、その際に「回収可能性」や「支払可能性」を判断しなければならないことも明らかにした。特に繰延税金資産の回収可能性については、企業収益の将来予測を行い、その上で企業自身の判断が求められている。税効果会計への理解をより深めるためには、会計基準に則った会計処理と企業決算の実務上の取扱いの間を補完するためのルールの存在を意識しておく必要がある。

3.2 以降では、具体的に税効果会計を支えている実務上のルールについて解説し、更に日本企業における当該制度の利用の実態を明らかにしていく。その前に本節では、前提となる日本における会計基準及びその他ルールの体系の概要を説明する。税効果会計に限らず、日本基準では、会計基準が想定している会計処理と実務の遂行との間にギャップがあると考えられる場合には、表 3 のような階層的なルールによって適用を促進している。

表 3：日本の会計基準の階層について

階層	名称	設定・公表主体	内容
最上位	「財務会計の概念フレームワーク」	(財)財務会計基準機構 企業会計基準委員会	概念的 ↑
上位	会計基準		
中位	会計基準適用指針 実務対応報告	日本公認会計士協会	↓ 具体的
	実務指針 報告書 その他(通達、研究報告)		
下位			

出典：JICPA（2016）・米山（2008）の41頁を参照し著者作成。

日本の会計基準は長らく日本政府が会計基準を設定していたが、欧米での会計基準の設定プロセスに合わせるために、2001年以降から企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という）で審議されるようになり現在の体制となった⁹。その際、日本の会計基準の概念的な整理を行う目的で「財務会計の概念フレームワーク」が討議資料という形で公表された。現在では日本の会計基準の体系の中で最上位の概念として位置づけられ、そのフレームワークに従い開発されたのが会計基準である。

⁹（財）財務会計基準機構ができる以前は、旧大蔵省の企業会計審議会が会計基準が制定されていた。

しかし、企業活動の多様化やグローバル化に伴い会計基準でカバーしていない領域への対応や、そのための詳細規定や解釈の要請に対応する必要性が生まれてくる。そのために ASBJ が当面の取り扱い等を示すために定めたルールが「会計基準適用方針（指針）」や「実務対応報告」である。また、同様の趣旨で、ASBJ 等から委託を受けて公認会計士協会（以下「JICPA」という）が公表しているものが「報告書」であり、更に会計監査の要請から定めたものが「実務指針」である。しかし、会計基準に準拠したこれらのルール間には明確な階層付けがなされておらず、いずれも同様の取扱いがなされている¹⁰。更に、JICPA では、会計基準やこれらのルールの取扱いについて注意喚起するものとして「通達」や、ルール化には至らないが会計基準適用を円滑にするための「研究報告」や「研究資料」を公表している¹¹。

税効果会計に関し会計基準として「税効果会計に係る会計基準」が 1998 年に制定された。加えて適用開始当初は「委員会報告」及び「適用方針（指針）」によって、会計基準適用のための詳細な規定や、会計基準では十分に担保されていなかった「繰延税金資産の回収可能性」を定めた。このように企業収益の将来予測についての判断基準をルール化することによって利用者の利便性を高めている。

3.2 日本基準の特徴

2.3.2 で確認したとおり、税効果会計は、法人税等の税金費用を将来に渡り適切に期間配分することを目的としている。この適切な期間配分とは、具体的には財務会計と税務会計の不一致が解消するタイミングで税金費用を計上する処理をいう。この差異解消の時期を見積もることをスケジューリングといい、その蓋然性が一定以上のものをスケジューリング可能な一時差異という。また前述の通り、将来減算一時差異は、差異解消の時点で相殺可能な課税所得が発生していないとその効果が見込まれないため、将来の課税所得の見積が必要となる。繰延税金資産の計上判断には、このスケジューリングと将来課税所得の見積が要件となる。

¹⁰ 「企業会計基準委員会の会計基準適用指針及び実務対応報告について」（2002 年 4 月 16 日日本公認会計協会理事会決議事項）においてルール間の同等性を定めているが、このような状況は、海外と比較すると複雑化・重層化が顕著であり、基準改定等の意思決定を遅らせる原因として研究者の間では問題視されている。（例えば川村（2006））

¹¹ JICPA の公表内容の区分については、「公認会計協会が公表する実務指針等の公表物の体系及び名称」（2016 年 3 月 31 日）を参照。また、Q&A 等に関しては、研究資料の中に分類されている。

表 4：日本基準の概要

区 分	分 類 判 定 の 要 件		資 産 計 上 の 要 件		資 産 計 上 額
	課税所得の発生	重要な欠損金 ¹² が過去3年間に発生	スケジュールリングの要否	課税所得の見積の要否	
分類 1	一時差異を十分に上回る額が每期発生	無	不要	不要	原則として一時差異の全額
分類 2	一時差異を下回るが安定的に発生	無 ¹³	要	不要	スケジュールリング可能な一時差異 ¹⁴
分類 3	発生額に大きな増減有り（損失の場合も有り）	無 ¹⁵	要	要	スケジュールリング可能な一時差異のうち、見積課税所得の範囲内で翌期以後5年以内に解消予定のもの ¹⁶
分類 4	翌期に発生する見込が高い	有、または欠損金の期限切れが有り ¹⁷	要	要	スケジュールリング可能な一時差異のうち、見積課税所得の範囲内で翌期に解消予定のもの
分類 5	タックスプランニングにより翌期発生が確実	過去3年から当期まで連続して有り	要	要	スケジュールリング可能な一時差異のうち、タックスプランニングによる課税所得により翌期に解消予定のもの

出典：ASBJ企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」より著者作成

また日本基準は実績を重視している。過去及び現在において課税所得が十分に発生していれば、将来における課税所得発生の蓋然性も高いという考えを基本と

¹² 一般に会計上の重要性には質的重要性と量的重要性があり、重要性の判断は企業ごとに個別に行う

¹³ 過去に重要な欠損金が発生したまたは重要な欠損金の期限切れが生じた企業は、原則として区分4に分類されるが、企業が将来の課税所得の発生を合理的に説明できる時には、区分2または3に分類可能

¹⁴ 具体的な解消予定時期を明示できない差異であっても、一定の期間内に解消の蓋然性が高いものは資産計上可能

¹⁵ 脚注13と同じ

¹⁶ 差異解消予定時期が5年超の場合であっても、それを企業が合理的に説明できる時には資産計上可能

¹⁷ 脚注13と同じ

して企業を 5 区分に分類し、その区分毎に資産計上の要件を詳細に定めている。この企業分類が、世界に類を見ない日本基準（ASBJ（2018b））の特徴である。表 4 はこの日本基準の具体的な資産計上ルールをまとめたものである。

分類判定に際しては、課税所得の発生額及び重要な欠損金の発生実績が重要である。欠損金が発生した事業年度における繰延税金資産の回収は難しいため、重要な欠損金の実績が直近 3 年間に存在する企業は、資産計上要件も厳しくなる（分類 4 及び 5）。欠損金の発生実績がなく、かつ一時差異を超える所得が安定的に発生していれば、いつのタイミングで差異が解消しようとも回収の蓋然性は高いため、資産計上要件は不要となる（分類 1）。課税所得が、分類 1 ほどではないが一定程度発生しており、かつ重要な欠損金の発生実績がなければ、資産計上の要件は存在するが分類 4 及び 5 に比して緩い（分類 2 及び 3）。詳細は補論参照。

3.3 税効果会計の直近の動向

1990 年代の税効果会計導入時における回収可能性の判断基準（JICPA（1999））は、原則、過去実績によっており企業の実態を反映しない可能性もあったため、2015 年 12 月に企業業績等、将来予測も勘案した総合的な判断基準とする改定を行った。主な改定内容は、ASBJ（2015）によると以下の通りである。

1. 分類 1 及び 2 において、経営環境の変化の有無を確認する要件を追加する。
2. 分類 2 において、具体的に差異解消時期が特定できない、スケジュールリング不能な一時差異でも、将来のいずれかの時点で差異解消の蓋然性が高いものは資産計上可能とする（注 14 の内容）。
3. 分類 3 において、見積課税所得の発生等を企業が合理的に説明できる場合には、5 年を超える差異も資産計上可能とする（注 16 の内容）。
4. 重要な欠損金が発生している企業でも、将来の課税所得の発生を企業が合理的に説明できる場合には、分類 2 あるいは 3 として取り扱うことが出来る（注 13 の内容）。

この改正により、過去の納税実績に厳格に縛られていた繰延税金資産の資産計上判断に裁量の余地が生まれた。しかしながら阿部・長沼・波多野（2016）によると、5 年超の課税所得、あるいは過去に欠損金が生じた企業の課税所得の将来の発生を企業が合理的に説明するのは簡単ではなく、本改正が繰延税金資産の計上額に与える影響は、今後の研究者や実務家の判断を待ちたい。

また繰延税金資産の開示情報が不足しているとの意見¹⁸もあり、重要な欠損金については、資産計上額、不計上額及び税務上の期限等の情報、ならびに繰延税金資産の不計上額に重要な異動が生じた場合の情報を注記にて開示するルールが設けられた。また繰延税金資産及び負債の表示箇所につき、従来流動及び固定区分に分けていたものを一律固定区分にすることになった。

これら開示にかかる改定(ASBJ(2018b))は、2018年3月末決算から早期適用可能であり、2019年3月末より強制適用となる。

¹⁸ ASBJ 企業会計基準第 28 号「税効果会計に係る会計基準」第 10 項

4 日本基準による上場企業の税効果会計の適用状況

表 5：連結貸借対照表から抽出した財務データ 単位：億円

年度	繰延税金 資産	繰延税金 負債	繰延税金資産 負債（ネット）	自己資本	繰延税金資産負債（ネット） の自己資本に占める割合
1999	56,925	7,743	49,181	1,485,359	3.31%
2000	146,065	32,974	113,091	1,692,718	6.68%
2001	168,811	53,579	115,233	1,815,594	6.34%
2002	230,450	61,555	168,895	1,810,411	9.32%
2003	257,419	51,754	205,665	1,803,023	11.40%
2004	216,800	71,524	145,276	1,966,609	7.38%
2005	202,765	84,133	118,632	2,127,632	5.57%
2006	182,654	131,979	50,675	2,424,968	2.08%
2007	183,705	143,237	40,468	2,592,956	1.56%
2008	196,550	116,996	79,554	2,577,255	3.08%
2009	224,720	89,288	135,432	2,319,435	5.83%
2010	211,907	103,605	108,302	2,485,123	4.35%
2011	207,009	102,416	104,593	2,515,785	4.15%
2012	192,015	102,315	89,701	2,557,890	3.50%
2013	181,790	125,409	56,381	2,810,223	2.00%
2014	182,709	167,933	14,777	3,202,414	0.46%
2015	168,579	201,048	32,468	3,516,056	0.92%
2016	158,354	159,721	1,367	3,031,749	0.04%

出典：株式会社日本政策投資銀行「企業財務データバンク」より著者作成

表 5 は、税効果会計制度が強制適用になった 1999 年度から 2016 年度の各年度における東証等上場企業の連結貸借対照表に計上された繰延税金資産及び負債の残高、ならびに自己資本額及び繰延税金資産負債のネット額が自己資本額に占める割合を表したものである。繰延税金資産の残高が最大となったのが 2003 年度の 25 兆 7,419 億円である。一般的に、財務会計と税務会計とで差異額が大きくなるのが資産の評価損益である。

2003 年度の繰延税金資産の計上額は、有形固定資産や有価証券の評価損の影響が大きいのと思われる。またこのような損失処理により企業の自己資本が減少するので、繰延税金資産の自己資本に占める割合も 11.4%と大きかった。リーマンショック直後の 2009 年度の数値にも同様の動きがみられた。

一方で、資産の評価益の貸借対照表計上額については、この評価益が将来実現した際に増加する税金に相当する額の繰延税金負債が計上される。

2003年度から2007年度及びリーマンショック以後の各年度における繰延税金負債の増加は、市場回復により企業が保有する国内外の株式(子会社や関連会社を含む)の評価益による影響が大きいものと思われる。為替相場における主要通貨に対する円の下落も影響し、2015年度に初めて繰延税金資産と繰延税金負債の残高が逆転した。

表6：連結損益計算書から抽出した財務データ

単位：億円

年度	税引前 当期利益	実際納付法人税 住民税及び事業 税(A)	税効果による調 整額(B)	税効果調整後税金 (A)+(B)	会計上の税率
1999	83,586	65,718	2,156	63,562	76.0%
2000	78,512	81,600	31,850	49,750	63.4%
2001	147,111	100,361	31,684	68,677	46.7%
2002	32,662	83,404	49,075	34,329	105.1%
2003	166,832	89,837	5,930	83,908	50.3%
2004	234,442	99,446	2,833	102,279	43.6%
2005	280,050	111,526	10,970	122,495	43.7%
2006	343,717	132,284	5,134	137,417	40.0%
2007	389,857	148,451	10,995	159,446	40.9%
2008	377,880	147,816	8,492	156,308	41.4%
2009	95,025	93,226	5,508	87,719	92.3%
2010	183,053	86,962	510	87,472	47.8%
2011	264,234	102,240	11,743	113,983	43.1%
2012	237,540	105,727	14,257	119,984	50.5%
2013	260,991	109,544	6,451	115,994	44.4%
2014	400,467	136,994	3,981	140,975	35.2%
2015	415,073	138,702	9,515	148,217	35.7%
2016	344,103	120,976	2,463	123,439	35.9%

出典：表5と同じ

表6は、表5と同一期間における対象企業の連結損益計算書に計上された税引前当期利益、実際に納付した税金である法人税、住民税及び事業税(以下「実際納付法人税等」という)及び税効果調整額を抽出し、実際納付法人税等に税効果調整

額を加減算した調整後税金を、税引前当期利益で除して会計上の税率を算出したものである。

企業業績悪化時には、前述した通り資産の評価損も大きくなり、これが会計上の税引前当期利益を押し下げる。一方で、この評価損は税金計算には含まれないため、国等に実際に納付する税額は、税引前当期利益に対して大きくなる。表6の数値で確認すると、例えば2002年度は3兆2千億円の税引前当期利益に対し、実際納付した法人税等は8兆3千億円であった。ここで税効果による調整が行われれば会計上の税金費用は減額されるが、前節でみた通り企業分類によって資産計上額が限られるため、全ての差異は調整されない。実際2002年度の税効果調整額は4兆9千億円しか計上されず、会計上の税率は105.1%と、法定実効税率(当時の一般的な上場企業で約42%)を大幅に上回った。またリーマンショック直後の2009年度決算期にも会計上の税率が急上昇(92.3%)するという、2002年度と同様の動きが見られた。その後の企業業績回復期には、会計上の税率が法定実効税率を下回るケースが見られた。

このような乖離の発生理由の一つは本節及び2.1でも確認した通り、時価主義に基づく評価損益の計上を許容する財務会計と、そのような見積の損益計上を認めない税務会計との相違にある。二点目の理由は、こちらでも本節及び2.3.2で確認したが、本来この制度上の差異は、税効果会計により調整されるべきであるが、将来課税所得の見積等技術上の限界等により、繰延税金資産の計上が限定的になり、調整範囲も部分的になることにある。

特に、企業業績悪化時には過去に計上していた繰延税金資産が取り崩され、企業の実際の税負担以上に会計上の税負担率が上がることで当期純利益を悪化させ、また、その後の業績回復期には逆に繰延税金資産の計上額が大きくなり、企業の実際の税負担よりも会計の税負担率を下げ、当期純利益を押し上げている。日本基準の場合、3.2でも確認したように企業分類に動きがあると資産計上額も大きく増減するため、国際会計基準に比して会計数値の変動が顕著となっている可能性がある。

5 まとめ

税効果会計は、税務会計と財務会計との差異が整合的になるように調整する機能を持っている。このような調整機能が、本来の機能を果たしていれば、情報利用者にとっては、既に違和感のない状態で情報が開示されている。

しかし、税効果会計の損益の調整機能を通じた企業業績を整合させる効果や、将来のキャッシュフローの予測に役立つ情報を提供する開示機能は、財務情報の価値の低下が叫ばれている現在、非常に重要な情報である。

そこで、本報告書では、税効果会計への理解を深めるために、「差異」という言葉に焦点をあてて、その差異が発生する原因とその仕組みを解説するとともに、会計制度から会計基準及びその他ルールを俯瞰した。更に、会計処理の事例を通じて、税効果会計の会計処理の解説を行い、「差異」と「繰延税金資産」「繰延税金負債」の関係と「回収可能性」「支払可能性」の特徴について解説を行った。その中でも特に、「繰延税金資産の回収可能性」は、企業収益の将来予測についての判断基準をルールとして定めることによって、税効果会計の利用の利便性を向上させた実務色の強いものであった。その一方で、企業の恣意性が開示に反映されやすいという可能性があることを課題として指摘できる。

更に、実態面についてのイメージを明確にするために日本の上場企業の「繰延税金資産」と「繰延税金負債」金額の推移と、「税引前当期利益」と「税効果調整後税金費用」の推移から当該制度と企業活動との関係についての確認を行った。結果、税効果会計の適用の有無による税前損益との税金費用の対応関係の乖離は大きく、企業の将来予測に対するスタンスによって企業業績が左右されることが確認できた。

制度上では、このような課題を踏まえて 2015 年 12 月に税効果会計の判断基準の見直しを中心とした改正を行っている。本来であれば、損益の調整機能を通じて企業業績を整合させる効果が期待されていた税効果会計であったが、結果として企業の恣意性を働かせる余地が残されていたために、かえって損益のボラティリティを高めてしまう結果となってしまう。このような課題を踏まえて、「繰延税金資産の回収可能性」の中の 5 つの分類のガイダンスを見直し、企業の裁量幅を従来よりも認めつつも分類の定義を明らかにすることで監査等での客観性を担保する内容に改正した。今後は、これらの制度の改定を踏まえた内容で開示が行われる。今回の制度改定にあたっては、国際会計基準との整合性も勘案し、日本独自の分類方式を廃止すべきとの意見も出たが、結果として、存続となったが、その是非は今後の検討課題となっている。

制度の存続は、ある意味今後の税効果会計の開示情報の質にかかっている。すなわち、企業だけでなく、情報利用者が本制度に対して理解を深め、情報を有益に利用することで質の高い開示が実現されると考える。企業活動のメッセージとして

質の高い情報が開示されれば、情報利用者にとっても投資や融資への有益な情報につながり財務情報の有用性を高めることになる。ここ数年、財務情報の価値の有用性の低下が指摘され、非財務情報の開示の内容や質の向上について様々な議論がなされている。企業と投資家に代表される情報利用者との対話が重視されているが、情報の質の観点では客観性や比較対象性についての課題が指摘されている。税効果会計についての理解が情報利用者にも深まり、また、企業における開示の質が高まることによって、情報価値が高まることは、今後の企業開示全体への貢献にもつながると考えられる。

以上

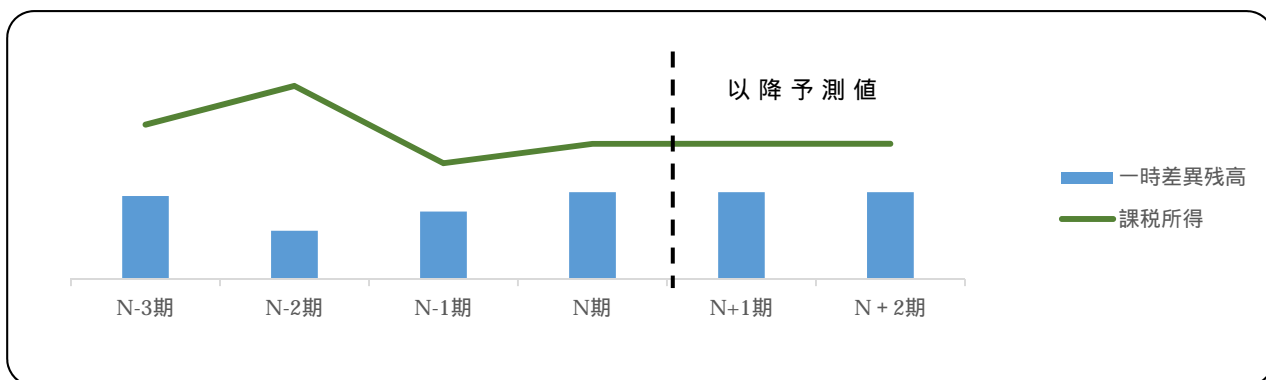
【補論】

日本基準の特徴である課税所得の実績等による企業分類の詳細

○分類 1

・分類要件

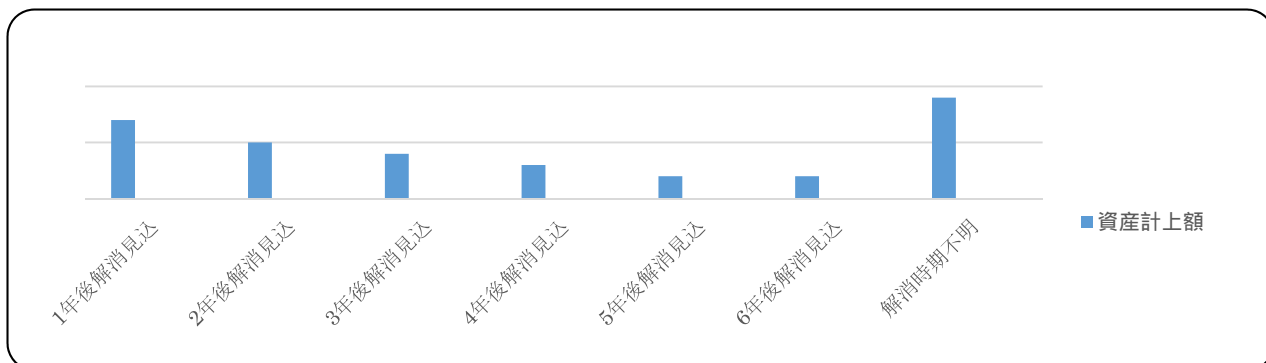
過去3年間及び当期（N期）において、期末時点の将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が発生しており、かつ近い将来経営環境に著しい変化が見込まれない企業。



上記図は、分類1に区分される要件を例示的に図示したものである。N期が当期の決算期（繰延税金資産計上判断時）であり、棒グラフの大きさが各期における期末の一時差異の額を表しており、線グラフが各期における課税所得を表している（次項以降の同表に同じ）。

・資産計上要件

区分1に分類されれば、見積所得による金額的制限もなく、また差異の解消時期が不明な一時差異であっても、原則資産計上可能。

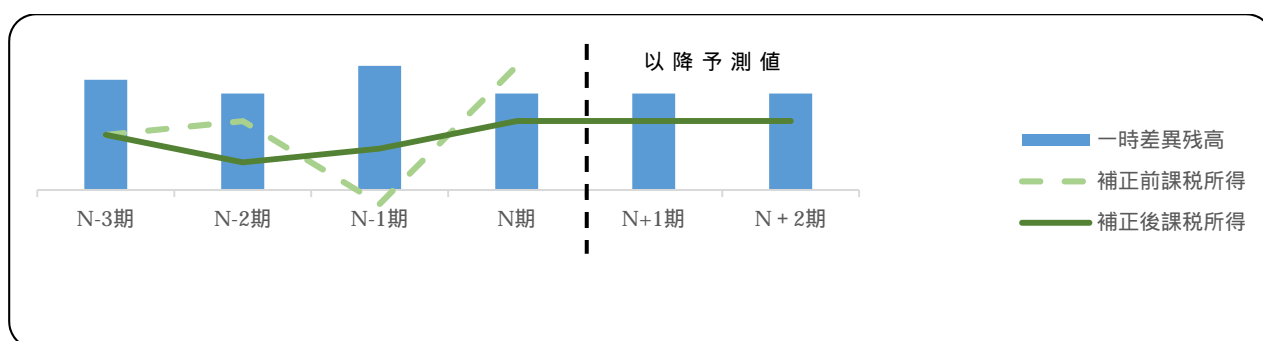


前頁図はN期における一時差異残高及び当該残高の貸借対照表計上額を例示的に図示したものである。棒グラフの大きさが一時差異の額を表しており、全棒グラフの合計が期末一時差異の残高と一致する。これらを解消見込時期別に表示しており、解消時期が不明なものは、最右端にまとめて表示している（次項以降の同表と同じ）。

○分類 2

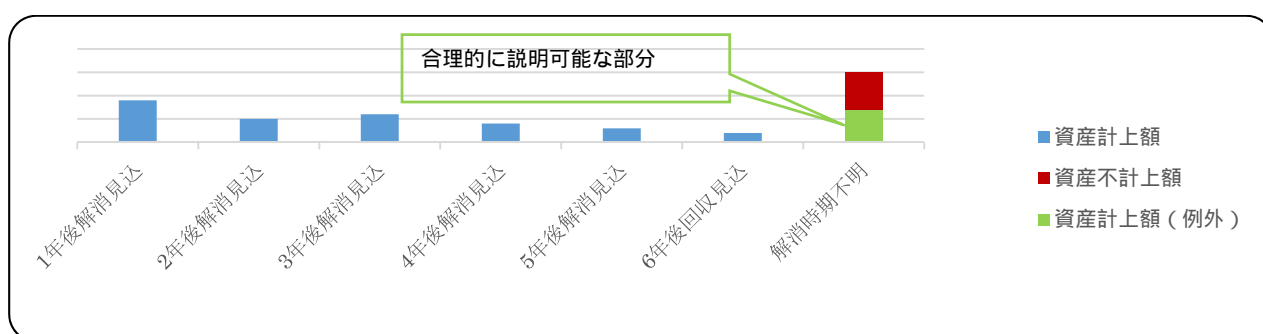
・分類要件

過去3年間及び当期（N期）において、臨時的原因により生じたものを除いた課税所得（以下「補正後課税所得」という）が、各期末の将来減算一時差異残高を下回るものの安定的に発生しており、また同時期に重要な欠損金が発生しておらず、かつ近い将来経営環境に著しい変化が見込まれない企業。



・資産計上要件

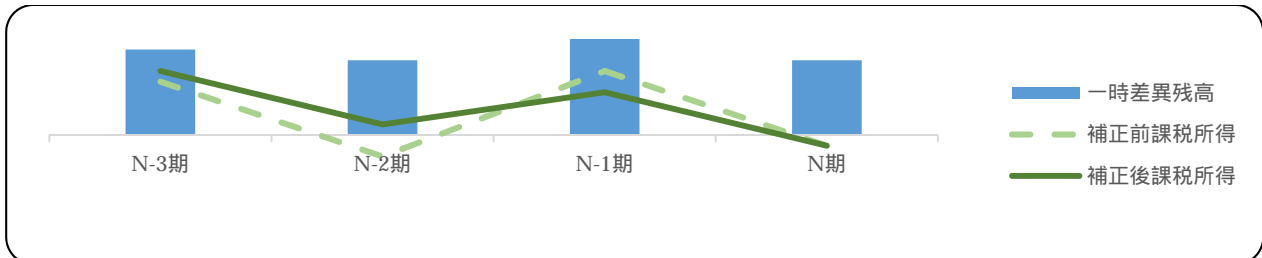
見積課税所得による限度額は設けず、スケジューリング可能な一時差異については全て資産計上が可能、また差異解消時期が特定できないものうち、差異解消の蓋然性が高いと企業が合理的に説明できるものは例外的に資産計上が可能となる。



○分類 3

・分類要件

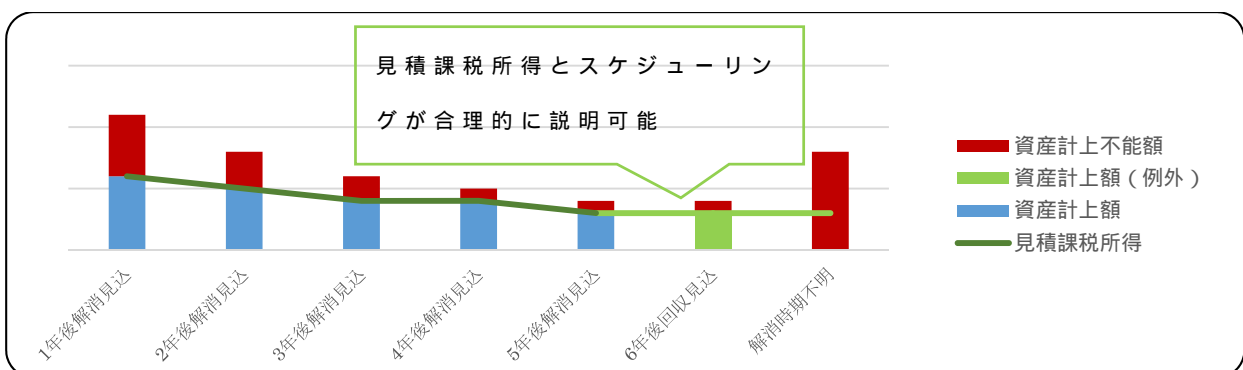
過去3年間及び当期（N期）において、補正後課税所得が大きく増減しており、かつ、同時期に重要な欠損金が発生していない企業。



要件に将来予測は含まれていないため、N+1期以降は図示していない。但し、次項の分類4の例外規定が適用され分類3に区分される場合には、将来予測が重要な要件となる（詳細は分類4を参照）。

・資産計上要件

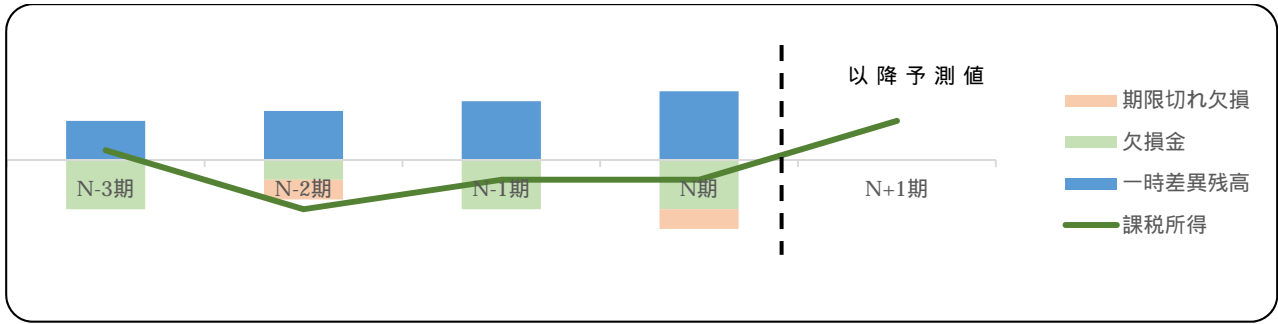
概ね5年以内に解消見込の一時差異のうち、見積課税所得の範囲内で資産計上可能、但し解消見込時期が5年を超える差異でも企業が合理的に説明可能であれば例外的に資産計上可能。



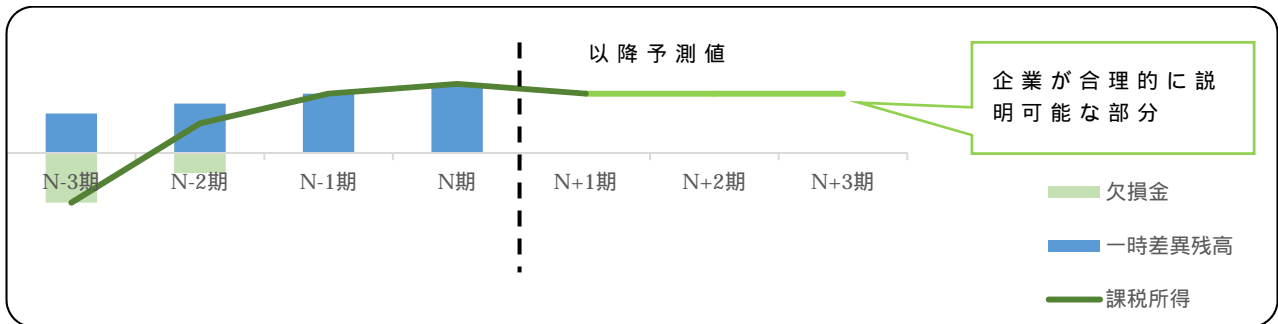
○分類 4

・分類要件

過去3年間及び当期（N期）において重要な欠損金が生じているか、過去3年間に重要な欠損金の期限切れがあったか、または当期において重要な欠損金の期限切れが見込まれるか、のいずれか一つに該当し、かつ翌期において課税所得が発生する見込みであること。但し将来において見積課税所得が安定して発生すると企業が合理的に説明できるときは、例外的取り扱いとして上記分類2または3に区分される。



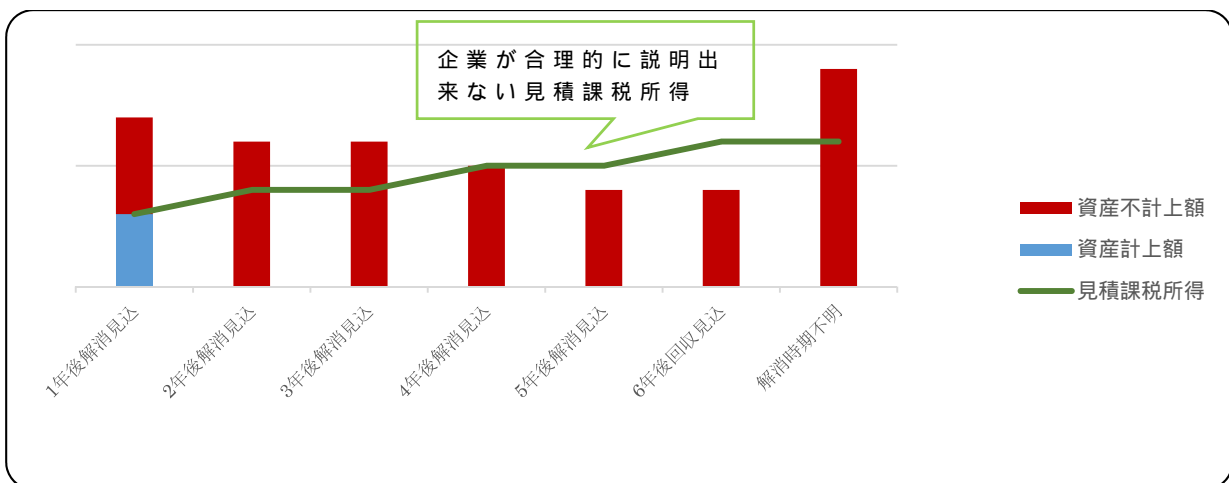
上記図は、分類 4 に区分される要件を例示的に図示したものである。



上記図は、分類 4 の但し書に区分される要件を例示的に図示したものである。過去 3 年間のうち N-3 期に重要な欠損金が生じており、かつ翌期の N+1 期に課税所得が見込まれるという点では、分類 4 の要件に該当するが、N+1 期以後も課税所得が十分に発生すると企業が合理的に説明した場合には、前述の通り分類 2 または分類 3 に区分される。

・ 資産計上要件

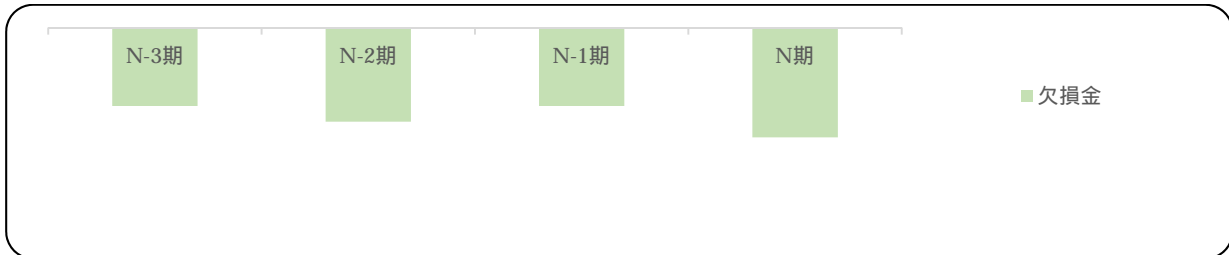
翌期に解消が見込まれる一時差異のみ見積課税所得の範囲内で資産計上可能。



○分類 5

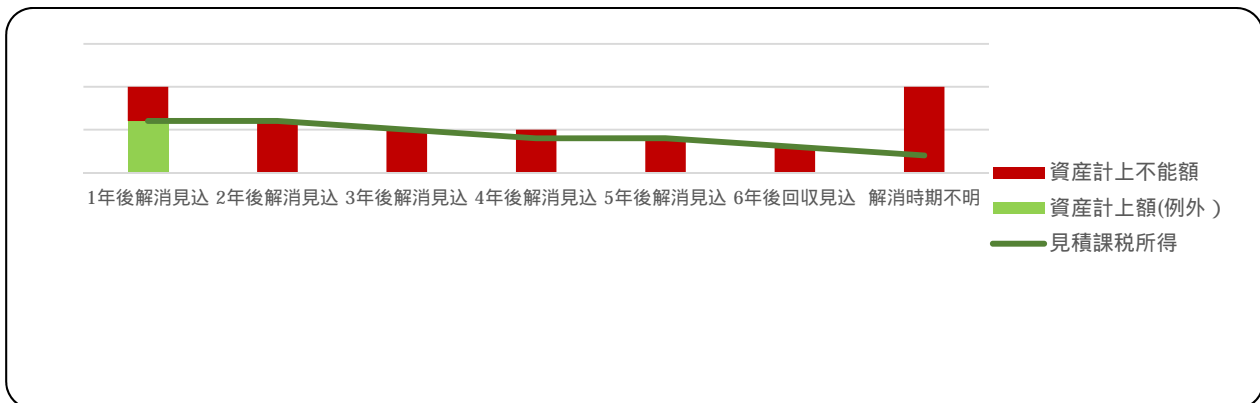
・分類要件

過去3年間及び当期（N期）の全てにおいて重要な欠損金が生じていること。



・資産計上要件

原則資産計上不能、但し欠損金の額を十分に上回る含み益を有する資産を翌期に売却する計画が存在し、その含み益額の妥当性及び売却の実効性が契約等で明確になっていれば、当該売却による見積課税所得の範囲内で資産計上が可能。



【参考文献】

- ・ 浅倉和俊,渡辺竜介(2014)『財務会計論の重点詳解』,中央経済社.
- ・ 阿部光成,長沼洋祐,波多野直子(2016)「特集,繰延税金資産「回収可能性」適用指針:座談会 実務の論点を語る」『企業会計』Vol.68,No.4,pp.26 - 44.
- ・ 川村義則(2006)「企業会計・ディスクロージャーと税制等の将来像について(展望と課題)」『会計基準をめぐる最近の環境変化と企業会計制度』吉野直之編,金融庁,(5)pp.1-13.
- ・ 企業会計基準委員会(2017)『法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準』,企業会計基準第 27 号.
- ・ 企業会計基準委員会(2018a)『繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針』,企業会計基準適用指針第 26 号.
- ・ 企業会計基準委員会(2016)『税効果会計に適用する税率に関する適用指針』,企業会計基準適用指針第 27 号.
- ・ 企業会計基準委員会(2018b)『税効果会計に係る会計基準の適用指針』,企業会計基準適用指針第 28 号.
- ・ 桜井久勝(2016)『財務会計講義(第 14 版)』,中央経済社.
- ・ 社団法人日本経理貿易委員会(2010)『日本公認会計士協会監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」に対する要望』.
- ・ 鈴木一水(2017)『税効果会計入門』,同文館出版.
- ・ 西村幹仁(2001)『税効果会計の理論』,同文館出版.
- ・ 日本公認会計士協会(1999)『繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い』,監査委員会報告第 66 号.
- ・ 日本公認会計士協会(2002)『企業会計基準委員会の会計基準適用指針及び実務対応報告について』日本公認会計協会会長声明.
- ・ 日本公認会計協会(2016)『日本公認会計士協会が公表する実務指針等の公表物体系及び名称』.<https://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/files/pdf/20160331-ippan.pdf>.(2018.4.26 参照)
- ・ 米山正樹(2008)『会計基準の整合性分析』,中央経済社.
- ・ 李善馥(2010)「日本における会計基準設定メカニズムの変革 - IFRS のアドプションに向けた ASBJ の基準設定プロセスを中心として -」『産業経営研究』,第 32 号, pp.1-17.